

重要事項説明書

(短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護サービス)

利用者に対する施設サービス提供開始にあたり、当事業所が説明すべき事項は次のとおりです。

1、事業者

| | |
|--------|--------------|
| 事業者の名称 | 医療法人社団 清和会 |
| 法人所在地 | 岡山県笠岡市横島1945 |
| 法人種別 | 医療法人 |
| 代表者氏名 | 理事長 宮島 厚介 |
| 電話番号 | 0865-67-0290 |
| FAX番号 | 0865-67-5280 |

2、利用施設

| | |
|----------|---------------------------|
| 施設の名称 | 介護老人保健施設 瀬戸いこい苑 |
| 施設の所在地 | 岡山県笠岡市横島1944-1 |
| 管理者 | 施設長 |
| 電話番号 | 0865-67-0770 |
| FAX番号 | 0865-67-7172 |
| 介護保険指定番号 | 介護老人保健施設 (岡山県3350580050号) |

3、利用施設で合わせて実施する事業

| 事業の種類 | 岡山県知事の事業者指定 | | 利用定員 |
|-------|-----------------|-----------|----------------|
| | 指定年月日 | 指定番号 | |
| 施設 | 介護老人保健施設 | H12年2月12日 | 70名 |
| 居宅 | 短期入所療養介護 | H12年2月12日 | 空床利用 |
| | 介護予防短期入所療養介護 | H18年4月1日 | |
| | 通所リハビリテーション | H12年2月12日 | 40名 (予防を含む) |
| | 介護予防通所リハビリテーション | H18年4月1日 | |

4、事業の目的と運営方針

| | |
|-------|--|
| 事業の目的 | この事業は、要介護利用者に対し、適正な介護老人保健施設サービスを提供することを目的とします。 |
| 施設の方針 | 1、当施設にあつては、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、看護・医学的管理の下における介護その他必要な医療ならびに日常生活上のケアを行い、居宅における生活への復帰を目指します。 2、従業者は利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護老人保健施設サービスの提供に努めます。 3、従業者は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行ない居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。 |

5、入所定員

利用定員70名(短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスを含む)

| 居室の種類 | 部屋室数 |
|-------------|------|
| 4人部屋 | 13室 |
| 個室(1人部屋) | 12室 |
| 特別な個室(1人部屋) | 6室 |

6. 職員体制(主たる職員)

| 従業員の職種 | 員数 | 常勤 | | 非常勤 | | 常勤換算後の人員 | 事業所の指定基準 | 業務内容 |
|--------------|----|----|----|-----|----|----------|----------|--------------------------|
| | | 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 | | | |
| 管理者(施設長) | 1 | | 1 | | | 1人 | 1人 | 施設内管理 (病院、通所リハと兼務) |
| 管理者補佐 | 1 | 1 | | | | 1人 | 1人 | 施設内管理 (通所リハと兼務) |
| 医師(1名施設長と兼務) | 3 | | 3 | | | 1.7人 | 1人以上 | 施設内管理 (病院、通所リハと兼務) |
| 薬剤師 | 1 | | 1 | | | 0.3人 | 0.3人以上 | 利用者の薬剤管理・指導 |
| 看護職員 | 11 | 10 | | 1 | | 10.5人 | 7人以上 | 利用者の看護 |
| 介護職員 | 18 | 18 | | | | 18人 | 18人以上 | 利用者の日常介護 |
| 支援相談員 | 1 | 1 | | | | 1人 | 1人以上 | 利用者の相談・援助 |
| 理学療法士 | 1 | 1 | | | | 1人 | 1人以上 | 利用者の機能訓練 (通所リハ・病院と兼務) |
| 作業療法士 | 1 | 1 | | | | 1人 | | |
| 言語聴覚士 | 1 | | 1 | | | 0.5人 | | |
| 栄養士 | 1 | 1 | 1 | | | 1.5人 | 1.5人以上 | 利用者の栄養管理・指導 (通所リハと兼務) |
| 介護支援専門員 | 1 | | | | | 1人 | 1人以上 | ケアプランの作成 |
| 事務員 | 1 | | | | | 1人 | 1人以上 | 事務的管理 |
| 調理員 | 3 | | 3 | | | 1.5人 | 1.5人以上 | 利用者の食事調理 (通所リハと兼務) |

※常勤兼務者は入所と通所リハを一体的に管理、診療、援助を行っています。

7. 職員の勤務体制

| 従業者の職種 | 勤務体制 | 休暇 |
|------------------|--|------|
| 管理者(施設長) 管理補佐 | 通常勤務8時30分～17時30分 | 4週8休 |
| 医師 | 月～土曜日8時30分～17時30分(土曜日はAMのみ) | |
| 薬剤師 | 通常勤務8時30分～17時30分 | |
| 看護職員 | 通常勤務8時30分～17時30分 夜勤16時30分～9時30分 | |
| 介護職員 | 通常勤務8:30～17:30 夜勤16時30分～9時30分 | |
| 支援相談員 | 通常勤務8時30分～17時30分 | |
| 理学療法士 | 通常勤務8時30分～17時30分 | |
| 作業療法士 | 通常勤務8時30分～17時30分 | |
| 言語聴覚士 | 通常勤務8時30分～17時30分 | |
| 栄養士 | 通常勤務8時30分～17時30分 早出7時30分～16時30分 10時勤務10時00分～19時00分 | |
| 介護支援専門員 | 通常勤務8時30分～17時30分 | |
| 事務員 | 通常勤務8時30分～17時30分 | |
| 調理員 | 通常勤務8時30分～17時30分 早出6時勤務6時00分～15時00分 早出7時勤務7時00分～16時00分 10時勤務10時00分～19時00分 | |

8、介護保険給付サービス

下記と合わせて別添1をご参照ください。

| 種類 | 内容 |
|------------|--|
| 食事 | <ul style="list-style-type: none"> ・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。 ・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただける様に配慮します。 (食事時間) 朝食 8時00分～8時30分 昼食 12時00分～12時30分 夕食 17時00分～17時30分 |
| 排泄 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。 |
| 入浴 | <ul style="list-style-type: none"> ・年間を通して週2回の入浴または清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。 |
| 離床・着替え・整容等 | <ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ・シーツ交換は、週1回・寝具の消毒は年1回実施します。 |
| 機能訓練 | <ul style="list-style-type: none"> ・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 |
| 健康管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設医師により、週1回の回診日を設けて健康管理に努めます。 また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 ・利用者が外部の医療機関を受診する場合は、その介添えについてできるだけ配慮します。 (当施設医師) 氏名:宮島 裕子 診療科:小児科 氏名:森元 裕貴 診療科:肝臓内科 氏名:矢木 晋 診療科:呼吸器内科 診察日:月～土曜日 8時30分～17時30分 |
| 相談及び援助 | <ul style="list-style-type: none"> ・当施設は、利用者及びその扶養者からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 (相談窓口) 支援相談員 |
| 社会生活上の便宜 | <ul style="list-style-type: none"> ・当施設では、施設での生活を実りあるものにするため、適宜レクリエーション、行事を企画します。 (主な行事) 誕生日会、ドライブ、いこい苑祭り、忘年会、節分会など <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関に対する手続きが必要な場合には、利用者及びその扶養者の状況に応じて可能な限り代行します。 |

9、介護保険給付外のサービス

・別添1-1の⑦、または別添1-2の⑦をご参照ください。

10、法定外給付サービス

・別添2をご参照ください。

11、利用料のお支払いについて

(1) 利用料金のお支払い方法は、以下の方法から選択することができます。

- ・現金にて、笠岡第一病院受付窓口又は自動支払機への直接払い。
- ・郵便局口座振替(毎月25日・再振替翌月5日に引き落とし、土日祝日の場合は翌営業日)
- ・当施設が指定する金融機関への振込。

(金融機関) 中国銀行 笠岡支店
(口座名義) 医療法人社団 清和会 瀬戸いこい苑
(預金種別) 普通預金
(口座番号) 1493360

12、協力医療機関・協力歯科医療機関

| | |
|---------|--|
| 医療機関の名称 | 医療法人社団 清和会 笠岡第一病院 |
| 所在地 | 岡山県笠岡市横島1945 |
| 院長名 | 橋詰 博行 |
| 電話番号 | 0865-67-0211 |
| FAX番号 | 0865-67-3131 |
| 診療科 | 内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、腎臓内科、神経内科、糖尿病・内分泌内科、血液内科、人工透析内科、ペインクリニック内科、皮膚科、小児科、外科、乳腺・内分泌外科、泌尿器科、脳神経外科、整形外科、形成外科、眼科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科 |
| 入院設備 | 148床 |
| 救急指定の有無 | 有り |
| 緊急時の対応 | 当施設と笠岡第一病院は、利用者に病状の急変があった場合、当施設主治医の指示、紹介により笠岡第一病院において必要とする検査・投薬・治療を行い、病状の安定に努めます。 |

13、当施設利用の際にご留意いただく事項

| | |
|-------------|--|
| 来訪・面会 | 来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度面会簿に記入してください。原則的には、来訪者が宿泊することはできません。 |
| 外出・外泊 | 必ず行き先と帰宅時間を届出用紙に記入し、職員に申し出てください。 |
| 他科受診等 | 利用者本人の自覚症状及びその扶養者の希望をかんがみ、施設医師の判断により紹介状等を添付し、受診を行う。入所後、施設医師の判断により、処方の見直しをさせていただくことがあります。 |
| 居室・設備・器具の利用 | 施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。 |
| 喫煙・飲酒 | 敷地内は全て、禁煙です。また、飲酒もできません。 |
| 迷惑行為等 | 騒音等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入居者の居室に等に立ち入らないようにしてください。 |
| 保持品の管理 | 利用者本人による所持管理が困難な場合、その扶養者にて管理してください。 |
| 金銭管理 | 原則的に金銭の保持はご遠慮ください。持ち込みの場合は、利用者本人による所持管理を行ってください。困難な場合、その扶養者にて管理してください。 |
| 宗教・政治活動 | 施設内での宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。 |
| 動物飼育 | 施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。 |

14、事故発生時の対応

- ・事故対応マニュアルに沿って、迅速な事故処理を行います。
- ・利用者の扶養者に連絡します。又は事故内容により市、県等に報告します。
- ・損害賠償の責任を負う必要がある場合は、速やかに対応します。
- ・事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を残し、再発防止策を講じます。

15、非常災害時の対策

・消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- (1) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼します。点検の際は、防火管理者が立ち会います。
- (2) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- (3) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たります。
- (4) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施します。

① 防火教育及び基本訓練及び総合避難訓練……年2回以上

② 非常災害用設備の使用法の徹底………随時

※防火設備:スプリンクラー、非常階段、自動火災報知機、誘導灯、防火扉、防火シャッター、消火器、消火栓、非常通報装置、非常用電源

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとっています。

16、個人情報の取り扱い

別添3をご参照ください。

17、苦情申し立て先

・別添4をご参照ください。

18、身体拘束の廃止に向けた体制等

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束等を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束等を行う場合がある。

その場合、当施設の医師がその状態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

当施設は、身体拘束等の廃止を図るために、次に掲げる各号の措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の廃止のための対策に資する委員会を設置(ゼロ委員会)。定期的に開催し、その結果を職員に周知徹底する。
- (2) 当施設が整備した身体拘束等の廃止のための指針の策定、見直しを定期的に行う。
- (3) 身体拘束等の廃止に向け、職員に対する年2回以上の研修の実施。また、新規採用時にも開催する。

19、高齢者虐待防止に向けた体制など

当施設は、虐待又は虐待が疑われる事案の発生を予防するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策に資する委員会を設置(ゼロ委員会)。定期的に開催し、その結果を職員に周知徹底する。
- (2) 当施設が整備した虐待防止のための指針の策定、見直しを定期的に行う。
- (3) 高齢者虐待防止に向け、職員に対する年2回以上の研修の実施。また、新規採用時にも開催する。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに、市町村に通報する。
- (5) 通報を行う際の市町村担当課の連絡先を全職員が把握する。

【別添1-1】

介護老人保健施設 瀬戸いこい苑

短期入所療養介護 利用料金表

(記載している料金は全て1日あたりの自己負担額[単位:円]です。)

介護保険負担割合証に基づき、自己負担額1割、2割、3割となります。
()内は2割、3割負担の額となります。

①施設サービス費Ⅰ(要介護度・居室環境によって異なります。)

| 区分 | 個室 | 多床室 |
|-------|--------------------|----------------------|
| 要介護 1 | 753(1,506) (2,259) | 830(1,660) (2,490) |
| 要介護 2 | 801(1,602) (2,403) | 880(1,760) (2,640) |
| 要介護 3 | 864(1,728) (2,592) | 944(1,888) (2,832) |
| 要介護 4 | 918(1,836) (2,754) | 997(1,994) (2,991) |
| 要介護 5 | 971(1,942) (2,913) | 1,052(2,104) (3,156) |

★特定介護老人保健施設短期入所療養介護費(日帰りサービス費)

| | | |
|------------|----------------------|--|
| 3時間以上4時間未満 | 664(1,328) (1,992) | 常時看護職員による観察を必要とする難病等を有する重度者又はがん末期の利用者。 |
| 4時間以上6時間未満 | 927(1,854) (2,781) | |
| 6時間以上8時間未満 | 1,296(2,592) (3,888) | |

| | | |
|-----|-------|---|
| ②食費 | 1,450 | (朝310・昼570・夕570) (負担限度額認定を受けている場合、別添2参照) |
|-----|-------|---|

| | | |
|------|----|----------|
| ③おやつ | 80 | ※ご希望の方のみ |
|------|----|----------|

④居住費(水道光熱費の相当費用)

| | | | |
|-----|-------|------|-------------------------|
| 多床室 | 437 | 4人部屋 | (負担限度額認定を受けている場合、別添2参照) |
| 個室 | 1,728 | 洗面台 | |

⑤特別な室料

| | | | |
|-------------|-------|------------|-------------------------|
| 個室(300・301) | 1,928 | 洗面台・面積 | <負担限度額認定を受けている場合、別添2参照> |
| 個室(320・321) | 2,188 | トイレ・洗面台・面積 | |
| 個室(344・345) | 2,388 | トイレ・洗面台・面積 | |

⑥個別加算項目

| | | |
|-----------------|------------------|--|
| 夜勤職員配置加算 | 24(48) (72) | 夜勤職員の配置が基準を上回っている |
| 在宅復帰在宅療養支援加算(Ⅰ) | 51(102) (153) | ※1日につき(在宅へ帰るものが30%を超えている) |
| 個別リハビリ加算 | 240(480) (720) | ※1日につき(利用者に対して個別リハビリテーションを20分以上実施した場合) |
| 緊急短期入所受入対応加算 | 90(180) (270) | 居宅サービス計画に位置付けられていない緊急利用者を受け入れた場合(利用開始から7日、やむを得ない事情がある場合は14日を限度) |
| 重度療養管理加算 | 120(240) (360) | 要介護4・5で、頻回な吸引・人工呼吸器・中心静脈注射・人工腎臓・ストマ・経鼻・胃瘻・褥瘡・気管切開などに該当する場合。 |
| 総合医学管理加算 | 275(550) (825) | ※1日につき10日を限度(治療管理を目的とし、指定短期入所療養介護を行った場合) |
| 送迎加算 | 片道184(368) (552) | ※送迎が必要と判断される場合のみ利用 |
| 療養食加算 | 8(16) (24) | ※1回につき 医師の指示せんに基づき療養食を提供した場合(糖尿病食・腎臓病食・心臓病食など) |
| 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) | 10(20) (30) | 介護現場における生産性の向上に資する取り組みの促進を図り、介護ロボットやICT等のテクノロジー活用を支援、利用者の安全対策を講じた場合。 |
| サービス提供体制強化加算Ⅰ | 22(44) (66) | 介護福祉士 60%以上(介護職員総数のうち介護福祉士の数が基準を上回っている) |
| 介護職員処遇改善加算Ⅰ | | ①⑥に0.075を乗じた単位数(介護職員の処遇改善に充て必要な労働力の確保を行う) |

⑦その他

| | | |
|-----------|--------|----------------------------|
| 電気代 | 70 | 個人持込の電気器具1式(電気毛布等) |
| レンタルテレビ | 210 | レンタル(ショートステイのみ) |
| 理美容代 | 実費 | 業者委託 |
| 付き添いベッド一式 | 100 | ※一日につき(付添いベッド・布団一式を貸与した場合) |
| 死後の処置料 | 10,200 | 死亡後のエンジェルケア |

★低所得者(住民税非課税世帯など)は、申請により負担軽減措置の適用となります。詳しくは相談員におたずね下さい。

*その他:病院外来受診を行った際に一部自己負担金が発生する場合があります。(医療費のお支払い方法:「病院窓口」のみ)

【ご請求方法】 月末締め・翌月10日請求(希望により退所日に発行)

【お支払い方法】 ①窓口直接払い(笠岡第一病院受付) ②郵便局自動引き落とし ③銀行振込み(中国銀行)

| | |
|--------|-------------------|
| (金融機関) | 中国銀行 笠岡支店 |
| (口座名義) | 医療法人社団 清和会 瀬戸いこい苑 |
| (預金種別) | 普通預金 |
| (口座番号) | 1493360 |

【別添1-2】

介護老人保健施設 瀬戸いこい苑

介護予防短期入所療養介護 利用料金表

記載している料金は全て1日あたりの自己負担額[単位:円]です。

介護保険負担割合証に基づき、自己負担額1割、2割、3割となります。

()内は2割、3割負担の額となります。

①施設サービス費 I (要介護度・居室環境によって異なります。)

| 区分 | 個室 | 多床室 |
|-------|--------------------|--------------------|
| 要支援 1 | 579(1,158) (1,737) | 613(1,226) (1,839) |
| 要支援 2 | 726(1,452) (2,178) | 774(1,548) (2,322) |

| | | |
|-----|-------|---|
| ②食費 | 1,450 | (朝310・昼570・夕570)〈負担限度額認定を受けている場合、別添2参照〉 |
|-----|-------|---|

| | | |
|------|----|----------|
| ③おやつ | 80 | ※ご希望の方のみ |
|------|----|----------|

④居住費(水道光熱費に相当する費用)

| | | | |
|-----|-------|---------|-------------------------|
| 多床室 | 437 | 4人部屋 | 〈負担限度額認定を受けている場合、別添2参照〉 |
| 個室 | 1,728 | トイレ・洗面台 | |

⑤特別な室料

| | | | |
|-------------|-------|------------|-------------------------|
| 個室(300・301) | 1,928 | 洗面台・面積 | 〈負担限度額認定を受けている場合、別添2参照〉 |
| 個室(320・321) | 2,188 | トイレ・洗面台・面積 | |
| 個室(344・345) | 2,388 | トイレ・洗面台・面積 | |

⑥個別加算項目

| | | |
|-----------------|--------------------|--|
| 夜勤職員配置加算 | 24(48) (72) | 夜勤職員の配置が基準を上回っている |
| 在宅復帰在宅療養支援加算(I) | 51(102) (153) | ※1日につき(在宅へ帰るものが30%を超えている) |
| 個別リハビリ加算 | 240(480) (720) | ※1日につき(利用者に対して個別リハビリテーションを20分以上実施した場合) |
| 送迎加算 | 片道184(368) (552) | ※送迎が必要と判断される場合のみ利用可能 |
| 療養食加算 | 8(16) (24) | ※1回につき 医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合(糖尿病食・腎臓病食・心臓病食など) |
| 生産性向上推進体制加算(II) | 10(20) (30) | 介護現場における生産性の向上に資する取り組みの促進を図り、介護ロボットやICT等のテクノロジー活用を支援、利用者の安全対策を講じた場合。 |
| 緊急時施設療養費 | 518(1,036) (1,554) | ※1月に1回連続する3日限度(利用者の病状が重篤になり救命救急医療が行われた場合) |
| 総合医学管理加算 | 275(550) (825) | ※1日につき10日を限度 治療管理を目的とし指定短期入所療養介護を行った場合 |
| サービス提供体制強化加算 I | 22(44) (66) | 介護福祉士 60%以上(介護職員総数のうち介護福祉士の数が基準を上回っている) |
| 介護職員等処遇改善加算 I | | ①⑥に0.075を乗じた単位数(介護職員の処遇改善に充て、必要な労働力の確保を行う) |

⑦その他

| | | |
|-----------|--------|----------------------------|
| 電気代 | 70 | 個人持込の電気器具1式(電気毛布等) |
| レンタルテレビ | 210 | レンタル(ショートステイのみ) |
| 理美容代 | 実費 | 業者委託 |
| 付き添いベッド一式 | 100 | ※一日につき(付添いベッド・布団一式を貸与した場合) |
| 死後の処置料 | 10,200 | 死亡後のエンジェルケア |

★低所得者(住民税非課税世帯など)は、申請により負担軽減措置の適用となります。詳しくは相談員におたずね下さい。
*その他:病院外来受診を行った際に、一部自己負担金が発生する場合があります。(お支払い方法:「病院窓口」のみ)

【ご請求方法】 月末締め・翌月10日請求(希望により退所日に発行)

【お支払い方法】 ①窓口直接払い(笠岡第一病院受付) ②郵便局自動引き落とし ③銀行振込み(中国銀行)

(金融機関) 中国銀行 笠岡支店
(口座名義) 医療法人社団 清和会 瀬戸いこい苑
(預金種別) 普通預金
(口座番号) 1493360

<別添2>

「国が定める利用者負担限度額段階(第1～3段階)」
に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市区町村が決定します。
第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人(あるいは代理人の方)が、ご本人の住所地の市区町村に申請し、市区町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。
この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。
また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。
(「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります)
- 利用者負担第1・第2・第3段階に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第1・第2・第3段階にある次のような方です。
【利用者負担第1段階】
生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市区町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方
【利用者負担第2段階】
所属する世帯全員が市区町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が80万円以下の方
【利用者負担第3段階①】
所属する世帯全員が市区町村民税非課税で、利用者負担第2段階以外の方
(課税年金収入額が80万円超120万円未満の方など)
【利用者負担第3段階②】
所属する世帯全員が市区町村民税非課税で、利用者負担第2段階以外の方
(課税年金収入額が120万円以上の方など)
- 利用者負担第4段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市区町村が認めた方は、「利用者負担第3段階」の利用料負担となります。
- その他詳細については、市区町村窓口でおたずね下さい。

負担額一覧表(1日当たりの利用料)

| | 食費 | | 利用する療養室のタイプ | |
|-----------|-------|-------|-------------|-----|
| | 長期 | 短期 | 従来型個室 | 多床室 |
| 利用者負担第1段階 | 300 | 300 | 550 | 0 |
| 利用者負担第2段階 | 390 | 600 | 550 | 430 |
| 利用者負担第3-① | 650 | 1,000 | 1,370 | 430 |
| 利用者負担第3-② | 1,360 | 1,300 | 1,370 | 430 |

<別添3>

個人情報の利用目的
(平成26年4月1日現在)

介護老人保健施設瀬戸いこい苑では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上
 - －利用者の安全確保の為モビネス(モバイルビューネットワーク)の利用

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

<別添4>

苦情解決の概略図

当施設では、皆様からお寄せいただいた苦情・貴重なご意見・ご要望などは以下のように対応・処理させていただきます。

